

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第 5 号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年広域連合規則第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「とする」を「とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする」に改め、同項第3号中「第1号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に、「方法」を「方法（この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。